

平成 23 年 3 月 29 日

## 東北地方太平洋沖地震に関連する要望事項

日本税理士会連合会

日本税理士会連合会は、「納税申告書の提出期限の延長等に関する緊急要望書」(平成 23 年 3 月 12 日)を野田財務大臣及び川北国税庁長官に既に提出し、申告等期限の延長及び震災特例法の改正について要望しているところである。

今般、以下の事項について併せて要望する。

### 1. 申告期限の延長等について

東北地方太平洋沖地震(以下「今般の地震」という。)の被災地域における納税者の申告期限については、阪神・淡路大震災(平成 7 年 1 月 17 日)を上回る期限の延長が必要である。

阪神・淡路大震災の場合、延長された申告期限は、原則として平成 7 年 5 月 31 日であり(相続税は平成 7 年 10 月 31 日)、個別の延長申請による期限は税目ごとに異なっていた(所得税は平成 8 年 3 月 15 日、個人事業者の消費税は平成 8 年 4 月 1 日、法人税及び法人の消費税は平成 8 年 1 月 31 日)。

今般の地震においては、税目を問わず一律に 1 年以上の申告期限を延長することを検討されたい。

### 2. 雑損控除・雑損失の繰越控除等について

阪神・淡路大震災の場合のときは、雑損控除を平成 6 年の申告で適用することが可能とされた。今般の地震について、野田財務大臣は、雑損控除および災害減免法による減免を平成 22 年分の所得で適用できるようにすること、事業用資産の損失は平成 22 年分の事業所得の計算上必要経費に算入すること、既に申告済みである場合についても適切に対応すること、を発言されている。

これらについては、簡明な内容で簡素な手続きであることが望ましい(「住宅、家財等に対する損害額の簡易計算【阪神・淡路大震災用】」は、実務上の利便性が高いものであった。)

なお、控除しきれなかった雑損控除額は、現行法では翌年以降 3 年間の繰越控除が可能となっている。しかし、今般の地震の場合は、生産手段が広範囲に罹災又は消滅している地域が多くあり、翌年以降 3 年間で控除しきれ

るかどうかが不明である。

したがって、被災された納税者については、繰越控除期間を5年に延長するか、「翌年以後3年間の繰越控除」(現行)の他に「前年以前3年間の繰戻し還付」(新設)を選択できるようにすべきである。

また、被災された納税者(青色申告者)の純損失等の繰越控除期間も雑損失の延長又は繰戻し還付と同様に延長等すべきである。

### **3. 貸倒損失等について**

今般の地震により、今後、取引等が実質的に消滅する事例や債務超過となる事例が多く発生するものと予測される。貸倒損失および貸倒引当金の認識方法及び計上時期について、災害の実態に則した弾力的な措置が求められる。

また、自社が保有している資産に係る損失についても同様に弾力的な措置が必要である。

### **4. 災害復旧費について**

災害に伴う原状回復費(復旧費)については、液状化現象や津波による被害のあった土地の原状回復費を含めて、原則として雑損控除又は必要経費算入(損金算入)を認めるべきである。

### **5. 事業用資産の買換えについて**

被災事業用資産等の買換えに係る課税の繰延割合は100%とすべきである。

### **6. 相続関連について**

(1) 被災地に係る資産について課税価格に算入すべき金額を軽減し、小規模宅地等に係る課税価格の計算特例を弾力的に運用すること(継続居住要件など)が必要である。

(2) 農地及び非上場株式等の納税猶予制度の適用要件を緩和すべきである。

(3) 今般の地震の場合、大津波による行方不明者が非常に多い状況となっている。特別失踪の場合は、危難が去ってから1年経過の後、失踪宣告により死亡したものとみなされる(民法30条、31条)。また、戸籍法による認定死亡の場合は、即時に効果が生ずる(戸籍法89条)。多くの被相続人に関する権利・義務関係が未確定のままの状態であることは、当事者にとっても不便であり、かつ、災害復興にも支障をきたすものと考えられる。したがって、実態に則した対応が望まれる。同時死亡の推定(民法32の2)についても同様に検討されたい。

## 7. 地方税について

固定資産税の賦課期日は1月1日であるが、土地、家屋および償却資産のうち被災したものについては、納期限の延長のみならず、平成23年1月1日に滅失があったものとみなす減免措置が必要である。

また、事業所税や被災資産の代替資産に係る不動産取得税についても減免措置が必要である。